

一宮市告示第215号

コンビニエンスストアにおける手数料（自動交付サービスに係る手数料に限る。以下同じ。）の徴収事務を次のとおり私人に委託したので告示する。

令和6年4月24日

一宮市長 中野正康

- 1 委託に係る手数料の種別  
一宮市手数料条例（平成12年一宮市条例第12号）第3条第1項第2号、第11号、第19号、第21号及び第23号に掲げる手数料
- 2 委託先の名称及び代表者の職・氏名  
地方公共団体情報システム機構  
理事長 椎橋 章夫
- 3 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで